

## 地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期目標（素案）に対する意見及び対応案

## 1 意見の募集期間

令和4年10月6日（木）から令和4年10月28日（金）まで

## 2 意見の件数

6件

## 3 意見の内容と対応案

番号	意見の内容	意見に対する対応案
○内容に関するもの		
1	人材育成に注力していただきたい。 人材不足と言われる昨今、医療従事者の働きやすい職場環境を整えていただきたい。	医療従事者等の研修や人材の確保・育成、働きやすい職場環境づくりなどについては、今後ますます重要になると考えており、山口県立病院機構がそれらの取組を進めるよう、中期目標に示しています。
2	「なお、県立総合医療センターにおいては、老朽化や狭隘化が著しく進行しており、全面的な建て替えを基本とする再整備への取組を進めること。」とあり、「再整備への取組」の際には、県民・関係者からの意見を取り寄せ、適切に対応願いたい。 上記内容を「第4期中期目標」に明示願いたい。	県立総合医療センターの再整備への取組を進めるにあたっては、専門家の意見を反映させるため「県立総合医療センター機能強化基本構想検討委員会」を設置し、機能強化基本構想策定に向けた検討を進めているところです。 なお、当基本構想策定にあたっては、パブリック・コメント制度により意見を募集する予定であり、中期目標へは記載しておりません。
○表記等に関するもの		
3	「本中期目標の主要な項目について、中期計画において数値目標を設定すること。なお、設定にあたっては、経営の効率化をより一層図るため、経営上の課題を十分に分析し、課題解決の手段としてふさわしい数値目標とすること。」とあり、数値目標設定の際は、設定根拠を明確に県民・関係者に提示し、意見を取り寄せ適切に対応願いたい。 上記内容を「第4期中期目標」に明示願いたい。	中期目標は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を指示するものであり、具体的な取組は、法人の自主性・自立性を尊重し、指示を受けた法人において中期計画を定めることとされています。 なお、地方独立行政法人法に基づき、設立団体の長である県知事が法人の中期計画を認可する際、「地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例」により、評価委員会を開催し、評価委員会の意見を聴くこととなっています。

4	<p>「第4期中期目標（素案）」のみの文面提示で、「第3期中期目標」がどのように具体的に達成されたのか、「第3期中期目標」からどう内容が変更されたのか全く不明である。</p> <p>「第3期中期目標」と「第4期中期目標（素案）」を併記し、変更箇所についてその変更理由を具体的に明示願いたい。</p>	<p>第3期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果については、第38回山口県立病院機構評価委員会において協議し、その評価結果について掲載しております。</p> <p>また、第4期中期目標（素案）については、第39回山口県立病院機構評価委員会において協議し、第3期中期目標との対比表を掲載しております。</p> <p>山口県立病院機構評価委員会のHPを御確認ください。</p> <p><a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/18847.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/18847.html</a></p>
5	<p>「第4期中期目標（素案）」の内容を確認しましたが、特に具体的数値等がなく「一般的内容」と感じます。</p> <p>期間内であっても関係者との協議を行い内容修正等適切な対応を実施願いたい。</p>	<p>中期目標は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を指示するものであり、具体的な取組は、法人の自主性・自立性を尊重し、指示を受けた法人において中期計画を定めることとされています。</p> <p>この中期計画においては、中期目標の主要な項目について数値目標を設定するよう、中期目標に示しています。</p>
○パブリック・コメント等に関するもの		
6	<p>当意見募集を県ホームページの「パブリックコメント・一覧」にて確認したが、県条例では「パブリックコメント」での意見募集は「期間一か月」としているはずであり、当該意見募集は意見募集期間が「県条例違反」と思われる。</p> <p>適切な期間設定での意見募集実施を願いたい。募集期間一か月未満でも問題ない、という場合は、その理由を、個人メールへの回答ではなく県ホームページ内意見募集ページに明示の上、再度期間設定の上で意見募集実施願いたい。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定していません。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、パブリック・コメントの他に、学識経験者や関係団体等で構成する評価委員会に諮問するなど、幅広く意見を聞いており、募集期間の延長や再実施は考えておりません。</p>